

10月1日は、5年ごとの一度の国勢調査

ニッポンの今を知り、未来をつくるための調査です。



○国勢調査は、5年ごとの10月1日に全国一斉で実施され、日本に住んでいるすべての人が対象となります。

○10月1日現在、住所登録とは関係なく、ふだん住んでいる場所で調査票を記入していただきます。外国人の方も調査の対象となります。

○国勢調査員が9月23日(木)から30日(木)の間に世帯へ訪問します。各世帯に調査票を配布し、後日、回収に伺います。

○個人情報保護のため、前回の国勢調査では、調査員が調査票を回収する際に調査票の記入内容を確認していましたが、今回の国勢調査では、調査員は記入内容の確認は行いません。調査票は必ず、同封されます封筒に入れ、封をして提出してください。調査票の確認作業は町の担当者が行います。

○調査結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、防災対策など、私たちの暮らしの様々な分野で利用されます。

調査の方法は？

調査は、9月23日(木)から30日(木)の間に国勢調査員が各世帯を訪問して調査票を配布します。調査票は、記入の仕方をよく読み、10月1日現在の状況を記入します。その後、10月1日(金)から12日(火)に調査員が再び世帯を訪問して回収に伺います。

なお、調査票回収の際に調査票の内容を確認することはありません。

※調査票の提出が確認できない場合、調査員などが世帯を再訪問します。

国勢調査員とは？

国勢調査員とは、市町村の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

各世帯を訪問する際には、腕章や国勢調査員証を身につけています。

調査票の項目は？

全部で20項目あります。性別・生年月日・就業状態・従業地または通学地など世帯員について調べるほか、世帯員の数・住居の種類など世帯について調べます。

個人情報を守られるのか？

国勢調査では、統計法によって、厳格な個人情報保護が定められていますので安心してください。

また、国勢調査員に従事する者には、統計法による守秘義務が課せられています。

どうしても答えなくてはいいけないか？

調査票が提出されなかったり、正しい回答が得られなかったりすると、誤った調査結果になってしまいます。そのため、「統計法」や「国勢調査令」により、回答の義務が規定されています。

かたり調査に注意

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。調査員は、調査員証を身につけておりますので、ご心配な場合は、訪問の際にご確認ください。

お問い合わせ

企画財政課企画・情報G
☎(04)1111 (内線221)